## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の一部変更について

## 1．人事制度の見直しに伴う変更

（1）人事制度見直しの背景•目的•概要
当社では，特別管理職の職級名称を，各職級に求める役割をより明確に示したものと することで，本人により一層の自覚を促すとともに士気の高揚を図るため，特別管理職 の職級名称を図 1 の通りに変更する人事制度の見直しを予定している。

この人事制度の見直しに伴い，2022年度の株主総会開催日（一部7月1日）加ら特別管理職の職級名称を変更する予定である。


| 職 級 |  | 補 足 |
| :---: | :---: | :---: |
| 特㓢管理職 | A 級 | 経営層を直接補佐 する幹部社員 （経営層候補） |
|  | 1 級 | 経営層を直接補佐 する幹部社員 |
|  | 2 級 | 幹部社員 |
|  | 3 級 |  |

【改定後】

|  | 職 級 | 補 足 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 特 } \\ & \text { 莂 } \\ & \text { 珵 } \\ & \text { 職 } \end{aligned}\right.$ | ｜経営職1級｜ | 経営層を直接補佐 する幹部社員 （社長直属職位） |
|  | ｜経営職2級＿｜ |  |
|  | 上級管理職 S 級 | 経営層を直接補佐 する幹部社員 |
|  | 上級管理職1級 | 幹部社員 |
|  | 上級管理樴2級 |  |

図1 人事制度の見直し前後の特別管理職の職級名称
（2）保安規定の審査基準との整合性（詳細は添付 1 参照）
実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号，第 5 号，第 6 号 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等
（略）
2．発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるよ うにするため，原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第1項に規定する要件を満たすことを含め，職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は，発電用原子炉主任技術者が保安のために行 ら指示に従らことを含む。）について適切に定められていること。また，発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で，必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3．特に，発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう，上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお，必ずしも工場又 は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求めら れるものではない。

今回の発電用原子炉主任技術者（以下「炉主任」という。）に関する志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更箇所は，炉主任の選任対象 の職級名称のみであり，炉主任選任対象が社長直属の職位で，本店部長級の職級であ

ることに変わりはなく，必要な権限及び組織上の位置付けに変更はない。
当社では2007年の志賀1号機臨界問題の再発防止策として，炉主任の独立性を高め，社長に対して直接に報告•指示を受ける立場に位置付けるため，炉主任を社長直属の職位とするとともに，職級も本店部長級とすることを定めているが，保安規定の変更案はこの再発防止策の考え方にも合致している。（5．（1）参照）

## 2．組織改正に伴う変更

## （1）組織改正の背景•目的•概要

当社では，電力需給，取引および燃料調達•管理を一元的に行うことによるエネルギー需給計画•運用の体制強化のため，2022年7月に燃料部と電力取引部を統合し，エネル ギー取引部とする予定である。（5．（2）参照）

## 【組織改正前】



【組織改正後 ${ }^{* 1}$ 】

※1：組織改正後の各チーム名は現在検討中
※2：内外無差別性の更なる実効性確保のため，営業本部室に移管 －－－－－－－保安に関する組織

図2 組織改正前後の組織図

## （2）保安規定の審査基準との整合性（詳細は添付 1 参照）

実用炉規則第 92 条第1項第3号
発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者 の職務及び組織
1．本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。
2．工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置 に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

燃料部と電力取引部の統合後，現在の燃料部所管業務は全てエネルギー取引部へ移管する。

組織改正後のエネルギー取引部の調達組織としての位置付け及び職務内容は，現在 の燃料部から変更はない。

燃料部と電力取引部の統合することによりエネルギー取引部長の管理スパンは燃料

部長に比べて拡大するが，部長の下に需給，燃料，取引経験のある部部長または副部長 を柔軟に配置することで，一定業務について部長から権限再配分を行らため，同部長 の保安のために講ずべき措置に必要な職務内容の遂行に影響はない。

現在燃料部長が行っている保安に関する職務は，エネルギー取引部長が実施する。ま た，保安に関する組織である原子燃料チームの体制は変わらない。

## 3．記載の適正化

## （1）記載の適正化の概要

第 27 条（計測及び制御装置）の一部で，「冷温停止」の記載であるべきところ，「低温停止」と記載されている箇所がある。

当社の保安規定では，第11条（構成及び定義）で原子炉の状態として「泠温停止」 を定義していることから，「泠温停止」に記載を統一する。

## （2）保安規定の審査基準との整合性（詳細は添付 1 参照）

実用炉規則第 9 2 条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関 する体制，確認すべき事項，異状があった場合の措置等

7．発電用原子炉施設の重要な機能に関して，安全機能を有する系統及び機器，重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等に ついて，運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。），LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度，L C Oを逸脱した場合 に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」といら。）が定めら れていること。なお，L C O 等は，許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

記載の適正化であり，サーベイランスの実施方法及び頻度，要求される措置並びに A OTに関する変更はない。

## 4．保安規定の変更内容および変更箇所（詳細は添付 2 参照）

（1）人事制度の見直しに伴う変更
（1）人事制度の見直しに伴い，以下の条文を変更する。
－第8条（原子炉主任技術者の選任）
（2）変更内容
－「原子炉主任技術者は特別管理職A級以上とし，～」
$\Rightarrow$ 「原子炉主任技術者は特別管理職経営職以上とし，～」

## （2）組織改正に伴う変更

①組織改正に伴い，以下の条文を変更する。
－第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）

- 第4条（保安に関する組織）
- 第3条（品質マネジメントシステム計画）
- 第5条（保安に関する職務）
（2）変更内容
- 「燃料部」 $\Rightarrow$ 「エネルギー取引部」
- 「燃料部長」 $\Rightarrow$ 「エネルギー取引部長」


## （3）記載の適正化

（1）記載の適正化のため，以下の条文を変更する。
－第 27 条（計測及び制御設備）
（2）変更内容
－「低温停止」 $\Rightarrow$ 「冷温停止」

## 5．補足説明

## （1）志賀1号機臨界問題の再発防止策

当社では志賀 1 号機臨界問題の再発防止策として，2007年5月，次の対策を講ずると経済産業大臣に報告し，公表している。

## 対策4．原子炉主任技術者の地位と権限の強化

独立性を高め，社長に対して直接に報告し，指示を受ける立場に位置づけることによ り，原子炉主任技術者の地位と権限を強化する
（実施方策）
（1）原子炉主任技術者の地位•権限の強化【新規】
＞独立性を高めるため，ライン業務を持たない専任の「原子炉主任技術者」の職位を新たに設置，発令
＞原子炉主任技術者の発言力を高め，原子炉の運転に関して保安の監督を行ら責務を十全に果たすことができるようにするため，社長に対して直接に報告し，指示を受 ける立場に位置づけ（選任時は支配人以上とする）
＞上記事項に関して保安規定を改正
$>$ 上記事項に関して組織規程•職務権限規程を改正
これを受けて当社では，再発防止策を講じるまでは発電所長の下に位置づけられてい た炉主任を，社長直属の職位とするとともに，本店部長級の地位（支配人（現在は特別管理職A級）以上）とした。
炉主任を社長直属の職位とすることは保安規定および関係社内規則に，炉主任を本店部長級の地位とすることは関係社内規則に定めている。


図3 組織図における炉主任の位置づけ（保安規定第4条図4）

## （2）エネルギ一取引部設置の狙い

当社では下記の課題への対応として，燃料部と電力取引部を統合し，エネルギー取引部を設置することとした。

解決すべき課題：近年の電力取引価格•燃料価格のボラティリティ一の高まりへの対応
＞2020年度冬季：
－需給がひつ迫し，卸電力取引所の市場価格が高騰。当社は供給力を確保した ものの，市場買電の増加に伴い収支が悪化。
2021 年度：

- 夏季以降の需要増に伴い，当社は石油火力が高稼働。
- 世界的な燃料の需給ひつ迫•価格高騰に伴い，石油調達が困難な状況。

燃料部と電力取引部を統合しエネルギー取引部とすることで電力需給，取引お よび燃料調達•管理を一元的に行うことにより，エネルギ一需給計画•運用を最適化し，電力と燃料の双方の価格動向を見据えて早期に需給（火力発電 or 電力調達）対応が可能となる。
（以上の狙いで 2022 年 1 月にエネルギー取引部設置の方針を社内決定）

## ＜添付資料＞

添付1：実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準に対する志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更該当条文箇所整理表

添付 2 ：志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表
添付 3 ：志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 実用炉規則第 92 条 <br> 第1項 |  | 保安規定審査基淮（実用炬）（平成 25 年 6 月 19 日制定，合和元年 12 月 25 日最終改正） |  | 志賀原子力発電所 |  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \\ \hline \text { 変更有 } \\ \text { 無 } \\ \hline \end{array}$ | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ${ }^{1}$ | 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 | 1 | 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては，保安規定に基づ き，要領書，手順書その他保安に関する文書について，重要度等に応じて定めるとともに，これを遵守することが定められていること。また，これらの文書の位置付けが明碓にされていること。特に，経営責任者の積極的な関与 が明記されていること。 | 第 2 条の 2 <br> 第 3 条 | 閣係法会及ひ保安䙾定の䆃守 | 有 | －「燃料部長」から「エネルキー取引部長」に名称変更するが，関係法令及び保安規定の遵守の ための体制に変更はなく，「燃料部長」の職務を「エネルキー取引部長」が実施する。 |
|  |  |  |  |  | 品質マネジメントシステム計画 | 有 |  |
|  |  |  | 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行らため，コンプライアンスに係る体制が確実に横築されてい ることが明確となっていること。 | 第2条の 2 | 閣係法合及ひ保矣梘定の逆守 | 有 |  |
|  |  |  |  | 第3条 | 品質マネジメントシステム計画 | 有 |  |
| 2 | $\begin{aligned} & \text { 品質マネジメ } \\ & \text { シトシステム } \end{aligned}$ | 1 | 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については，原子炉等規制法第 4 3 条の3の5第1項又は第 43 条の 3 の 8 第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり，かつ，原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解积（原規規発第191225 7 号－2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 | 第3条 | 品質マネジメントシステム計画 | 有 | －「燃料部」が所管していた品質 マネジメント文書の管理箇所に ついて，組織改正に伴ら名称変更に伴い，「エネルギー取引部」に変更する。 <br> －上記以外の原子炬施設の保安の ための業務に係る品質管理に必要な体制の基漼に関する規則及 びその解积に対する規定内容，組織体系及び仕組み，個別業務 の具体的な体制及び実施方法及 び文書の体系に変更はない。 |
|  |  | 2 | 具体的には，保安活動の計画，実施，評価及び改善に係る組織及び仕組みについて，安全文化の青成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて，発電用原子炬施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められ ていること。また，その内容は，原子力安全に対する重要度に応じて，その適用の程度を合理的から組織の規模に応じたものとしているとともに，定められた内容が，合理的に実現可能なものであること。 | 第3条 | 品質マネジメントシステム計画 | 有 |  |
|  |  | 3 | その際，要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法に ついて保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には，当該文書体系について明確にされていること。 | 第3条 | 品質マネジメントシステム部画 | 有 |  |
|  |  | 4 | 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては，要領書，手順書その他保安に関する文書について，こ <br> 階層的な体系における位置付けが明碓にされていること。 | 第3条 | 品質マネジメントシステム部画 | 有 |  |
| 3 | 発電用原子炉施設の運転及 び管理を行う者の職務及び組織 | 1 | 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められ ていること。 | 第4条 | 保安に関才縕縗 | 有 | －「燃料部」から「エネルキー取引部」に名称変更するが，調達組織としての位置づけ及び職務内容に変更はない。 <br> －エネルキー取引部長の管理スバ ンは燃料部長に比でて拉大する が，部長の下に需給，燃料，取引経験のある部部長または副部長を柔軟に配置することで，定業務について部長から権限再配分を行うため，同部長の保安 のために講ずべき措置に必要な職務内容の逗行に影響はない。 －「燃料部長」の職務は「エネル キー取引部長」が実施する。 |
|  |  |  |  | 第5条 | 保安に関する聝務 | 有 |  |
|  |  | 2 | 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 | 第4条 | 保安に閣する組織 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第5条 | 保安に関する職枒 | 無 |  |
| 4，5， 6 | 66 発電用原子炬 <br> 主任技術者の <br> 職務の範囲等 | 1 |  | 第8条 | 原子炬主任接森者の逿任 | 有 | －発電用原子炉主任技術者の選任 に関する社内の職級についての記載を，人事制度の見直しに伴 い「特別管理職A級以上」から「特別管理職経営職以上」に変更する。 <br> －発電用原子炉主任技術者の選任 について定めていることに変更 はない。 |
|  |  | 2 | 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため，原子炉等規制法第43条の3の26第2項において漼用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め，職務箷囲及びその内容 （発電用原子炉の運転に従事する者は，発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）につ いて適切に定められていること。また，発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で，必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 | 第3条 | 品質マネジメントシステム計画 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第6条 | 原子力発䉓保安委員会 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第7条 | 原子力発電保安運学委員会 | $\cdots$ |  |
|  |  |  |  | 第8条 |  | 有 | －発電用原子炉主任技術者の選任 に関する社内の職級についての記載を，人事制度の見直しに伴 い「特別管理職A級以上」から「特別管理職経営職以上」に変更する。 <br> －上記の変更で，発電用原子炉主任技術者を社長が選任するこ と，その職級は本店部長級のも のとすることには変更がなく，発電用原子炉主任技術者が保安 の監督を適切に行う上で，必要 な権限及び組織上の位置付けに変更はない。 <br> －また，発電用原子炉主任技術者 の職務範囲及びその内容には変更はない。 |
|  |  |  |  | 第9条 | 原子炬主任技烌者の臓務等 | 無 |  |
|  |  | 3 | 特に，発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう，上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお，必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。 | 第8条 | 原子炉主任努柎者の逥任 | 有 | －発電用原子炉主任技術者の選任 に関する社内の職級についての記載を，人事制度の見直しに伴 い「特別管理職A級以上」から「特別管理職経営職以上」に変更する。 <br> 上記の変更で，発電用原子炬主任技術者を社長が選任するこ と，その職級は本店部長級のも のとすることには変更がなく，発電用原子炉主任技術者が保安 の監督を適切に行ら上で，必要 な権限及び組織上の位置付けに変更はないことから，独立性が確保されている。 |
|  |  | 4 | 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするた め，電気事業法第 43 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め，職務範囲及びその内容について適切に定めら れていること。また，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行ら上で，必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 | 第3条 | 品質マネジメントシステム缶画 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第7条 | 原子力発電保安運党委員会 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第8条の2 | 電気主任技修者及びホイラー・タービン主任技素者の選任 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第9条め2 |  | 無 |  |
|  |  | ${ }^{5}$ | 発電用原子炬主任技術者，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の輯務について情報を共有 し，意思㻋通を図ることが定められていること。 | 第7条 | 原子力発電保安運学委員会 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第9条 | 原子炬主任接䋠者の駴訝等 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第9条の2 |  | 無 |  |
|  |  |  |  | 第9条の3 | 主任技㑣者の請報共有 | 無 |  |
| 7 | 保安教有 | 1 | 発電用原子炬施設の運転及び管理を行ら者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）に ついて，保安教青実施方針が定められていること。 | 第117条 | 所員への保安教育 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第118条 |  | 無 |  |
|  |  | 2 |  | 第117条 | 所員への保安教青 | 無 |  |
|  |  |  | られていること。 | 第118条 | 受注者從業員—の保安教毻 | 無 |  |
|  |  | 3 |  | 第1178条 | 所員への保安教育 | 無 |  |
|  |  |  |  | 第118条 | 受注者從業員—の保安教有 | － |  |
|  |  | 4 | 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃乗物取报設備に関する業務の補助を行ら従業員については，当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 | 第118条 | 受注者倞業員への保安教有 | 無 |  |






| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総則 |  |
| （目的） | （目的） |  |
| 第 1 条 <br> この規定は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき，志賀原子力発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」とい う。）を定め，核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」 という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的 とする。 | 第 1 条 <br> この規定は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき，志賀原子力発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」とい う。）を定め，核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」 という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的 とする。 |  |
| （基本方針） | （基本方針） |  |
| 第 2 条 <br> 志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は，安全文化を基礎とし，放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを，定められた限度以下であっ てかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに，災害の防止のために，適切な品質保証活動に基づき実施する。 | 第 2 条 <br> 志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は，安全文化を基礎とし，放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを，定められた限度以下であっ てかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに，災害の防止のために，適切な品質保証活動に基づき実施する。 |  |
| （関係法令及び保安規定の遵守） | （関係法令及び保安規定の遵守） |  |
| 第2条の 2 <br> 社長は，第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり，関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また，この方針を年 1 回以上評価し，必要により変更する。 | 第2条の 2 <br> 社長は，第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり，関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また，この方針を年 1 回以上評価し，必要により変更する。 |  |
| 2 原子力本部長は，関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするた め，「原子力 法令遵守•安全文化醸成活動管理要則」に基づき，次の事項を実施する。 <br> （1）前項の社長の方針に基づき，発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及び燃料部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画 を年度毎に策定させ，各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。 | 2 原子力本部長は，関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするた め，「原子力 法令遵守•安全文化醸成活動管理要則」に基づき，次の事項を実施する。 <br> （1）前項の社長の方針に基づき，発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及びエネ ルギー取引部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるため の活動計画を年度毎に策定させ，各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられて いることを確認する。 | 組織改正に伴 う変更 |
| （2）発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ，各部所の活動の評価結果の報告 を受ける。 | （2）発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及びエネルギー取引部長に関係法令及 び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ，各部所の活動の評価結果の報告を受ける。 | 組織改正に伴 <br> ら変更 |
| （3）原子力運営組織（以下，第4条（保安に関する組織）で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下，第 4 条（保安に関する組織）で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。 <br> （4）前号の評価結果を年1回以上社長に報告し，社長から指示を受ける。 | （3）原子力運営組織（以下，第4条（保安に関する組織）で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下，第 4 条（保安に関する組織）で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。 <br> （4）前号の評価結果を年1回以上社長に報告し，社長から指示を受ける。 |  |


| 変 更 前 | 変 更 後 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| （5）発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及び然料部長に，各部所の評価結果， <br> （3）の評価結果及び前号の社長の指示を（1）の活動計画に反映させる。 <br> 3 発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及び燃料部長は，前項（1）の活動計画 を年度毎に策定し，原子力本部長の碓認を受ける。また，この活動計画に基づき活動を実施 するとともに，各部所の活動の評価を行い，評価結果を原子力本部長に報告する。さらに，各部所の評価結果，前項（3）の評価結果及び前項（4）の社長の指示を前項（1）の活動計画に反映する。 <br> 4 品質管理•原子力安全推進部長は，関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われ るようにするため，「原子力監査要則」に基づき，次の事項を実施する。 <br> （1）第 1 項の社長の方針に基づき，独立監査組織（以下，第 4 条（保安に関する組織）で定 める独立監査組織をいう。）における関係法令及び保安規定を遵守することが碓実に行わ れるための活動計画を年度每に策定し，この活動計画に基づき活動を実施する。 <br> （2）前号の活動の評価を行い，評価結果を年 1 回以上社長に報告し，社長から指示を受ける。 <br> （3）前号の評価結果及び社長の指示を（1）の活動計画に反映する。 <br> 5 原子力運営組織及び調達組織は，第2項（1）の活動計画に基づき，活動を実施する。 <br> 6 独立監查組織は，第4項（1）の活動計画に基づき，活動を実施する。 | （5）発電所長，原子力部長，土木建築部長，資村部長及びエネルギー取引部長に，各部所の評侕結果，（3）の評価結果及び前号の社長の指示を（1）の活動計画に反映させる。 <br> 3 発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及びエネルギー取引部長は，前項（1） の活動計画を年度每に策定し，原子力本部長の碓認を受ける。また，この活動計画に基づき活動を実施するとともに，各部所の活動の評価を行い，評価結果を原子力本部長に報告する。 さらに，各部所の評侕結果，前項（3）の評価結果及び前項（4）の社長の指示を前項（1） の活動計画に反映する。 <br> 4 品質管理•原子力安全推進部長は，関俰法令及び保安規定を遵守することが碓㬰に行われ るようにするため，「原子力監㭗要則」に基づき，次の事項を実施する。 <br> （1）第1項の社長の方鈝に基つき，独立監査組緎（以下，第4条（保安に関する組絨）で定 める独立監查組钱をいう。）における関係法令及び保安規定を遵守することが碓実に行わ れるための活動計画を年度每に策定し，この活動計画に基づき活動を実施する。 <br> （2）前号の活動の評価を行い，評侕結果を年 1 回以上社長に報告し，社長から指示を受ける。 <br> （3）前号の評価結果及び社長の指示を（1）の活動計画に反映する。 <br> 5 原子力運営組織及び調達組織は，第2項（1）の活動計画に基づき，活動を実施する。 <br> 6 独立監査組織は，第4項（1）の活動計画に基づき，活動を実施する。 | 組織改正に伴 <br> ら変更 <br> 組織改正に伴弓変更 |


| 変更 前 | 変 更 後 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| (品質マネジメントシステム計画) <br> 第 3 条 <br> 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり，以下のと おり品質マネジメントシステム計画を定める。 <br> （略） | (品質マネジメントシステム計画) <br> 第 3 条 <br> 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり，以下のと おり品質マネジメントシステム計画を定める。 <br> （略） |  |



組織改正に伴

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 |  |  |  |  | 変 更 後 |  |  |  |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 表 3－2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定，保安規定の条項との関係（その 2 ） |  |  |  |  | 表 3－2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定，保安規定の条項との関係（その 2） |  |  |  |  |  |
|  | 項目 | 社内規定名 | 管理䉳所 | 保安規定第 3 条以外の関連条項 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 本品質マネ } \\ \text { ジメント } \\ \text { ステム計画 } \\ \text { 関連条頃 } \\ \hline \end{array}$ | 項目 | 社内規定名 | 管理箇所 | 保安規定第 3 条 <br> 以外の関連条項 |  |
| 4．1（2） | グレード分け | 品質保証重要度分穎管理要㓷 | 原子力部 |  | 4．1（2） | グレード分け | 品質保证重要度分粉管理要則 | 原子力部 |  |  |
| 5．4．1 | 品質目標 | 品質保征活動管理要則原子力監査要則 | $\begin{gathered} \text { 原子力部 } \\ \text { 品質管理•原子力 } \\ \text { 安全推進部 } \\ \hline \end{gathered}$ |  | 5．4．1 | 品質目標 | 品質保証活動管理要則原子力監查要則 | $\begin{gathered} \hline \text { 原子力部 } \\ \text { 品管理•原子力 } \\ \text { 安全推進部 } \\ \hline \end{gathered}$ |  |  |
| 5．5．1 | 責任及び権限 |  | 経営企画部経営企画部原子力部発電所 |  | 5．5．1 | 責任及び権限 | 組織規程 <br> 䏊務権限規程 <br> 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 <br> 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領 | 経営企画部経営企画部原子力部発電所 | 第 5 条 第 5 条 第 8 条，第 9 条， 第 9 条の 3 ，第 120 条 第 8 条の 2 ，第9条の 2, 第 9 条の 3 |  |
| 5．5．4 | $\underset{\text { 組䡏の内部の情 }}{\substack{\text { 報の伝達 }}}$ | 品質保証組織運用要領 <br> $\begin{array}{l}\text { 品質保証組織運用指針 } \\ \text { 品質保証組織運用指針 }\end{array}$ | 発電所 原子力部 土木建築部 | 第4条，第5条，第7条，第120条第4条～第6条第4条，第5条 | 5．5．4 | $\substack{\text { 組織の内部の情 } \\ \text { 報の伝達 }}$ | 品質保证組馔運用要頒 <br> 品質保证組織運用指針 <br> 品質保跴組織運用指釬 | $\begin{gathered} \hline \text { 発電所 } \\ \text { 原子力部 } \\ \text { 土木建築部 } \end{gathered}$ | 第4条，第5 条，第7条，第120条第4条～第6条第4条，第5条 |  |
| 5.6 | マネネジメント | 品質保証活動管理要則原子力監㭗要則 | $\begin{gathered} \hline \text { 原子力部 } \\ \text { 品質管理•原子力 } \\ \text { 安全推進部 } \\ \hline \end{gathered}$ |  | 5.6 | マネミ゙メント | 品質保証活動管理要則原子力監查要則 | $\begin{gathered} \hline \text { 原子力部 } \\ \text { 品質理•原子力 } \\ \text { 安全推進部 } \\ \hline \end{gathered}$ |  |  |
| 6.2 |  | 教育•掊練管理要䫀教育•訓練管理指針教育管理指針原子力関俰調達業務管理指針原子燃料関係調達業務管理指針原子力監㭗要則 |  | 第117条，第118条 | 6.2 | 要員の力量の確保及び教育訓練 | 教育•訓練管理要領 <br> 教有•訓練管理指針 <br> 教有管理指針 <br> 原子力関係調達業務管理指針 <br> 原子燃料関係調達業務管理指針 <br> 原子力監查要則 |  | 第117条，第118条 | 組織改正に伴 う変更 |
|  | 䆃転管理 |  | $\begin{aligned} & \text { 発電所 } \\ & \text { 原子力部 } \\ & \text { 原子力部 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 第 } 11 \text { 条~第 } 77 \text { 条 } \\ & \text { 第 } 11 \text { 条~第 } 77 \text { 条 } \end{aligned}$ $\text { 第 } 12 \text { 条 }$ |  | 運転管理 | 運転管理業務要領 <br> 運転管理等業務指針 <br> 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指針 | $\begin{aligned} & \text { 発電所 } \\ & \text { 泉子力 } \\ & \text { 原子力部 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 第 } 11 \text { 条~第 } 77 \text { 条 } \\ & \text { 第 } 11 \text { 条~第 } 77 \text { 备 } \end{aligned}$ $\text { 第 } 12 \text { 条 }$ |  |
|  | 燃料管理 | 燃料管理要領運転管理等業務指針 | $\begin{aligned} & \text { 発電所 } \end{aligned}$ | 第 78 条～第 85 条第 78 条～第 85 条 |  | 燃料管理 | 䔳料管理要領運転管理等業務指針 | $\begin{aligned} & \text { 発電子所 } \end{aligned}$ | 第 78 条～第 85 条第 78 条～第 85 条 |  |
|  | 放身性廃乗物管理 | 放射性固体廃害物管理要鰂 <br> 放射性液体•気体廃乗物放出管理要疑 | 発電所 <br> 発電所 | 第86条，第 86 条の 2, 第 86 ， 第 87 条， 3 ，第 90 条 第 90 条 |  | $\begin{aligned} & \text { 放射性噔稾物 } \\ & \text { 管理 } \end{aligned}$ | 放射性固体廃事物管理要䫁 <br> 放射性液体－気体廃乗物放出管理要領 | 発電所 |  |  |
| 7.1 7.5 | 放射綵管理 | 区域管理要頜 <br> 被ばく管理要領 <br> 保全区域等管理要領 <br> 舞境放射線モニタリング要䅡 <br> 放射性物質等蹢送要領放射線作業管理要領 | 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 |  | 7.1 7.5 | 放射紗管理 | 区域管理要領 <br> 被ばく管理要領 <br> 保全区域等管理要領 <br> 舞境放射線モニタリング要領 <br> 放射性物質等㡏送要領 <br> 放射線作業管理要頜 | 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 <br> 発電所 |  |  |
|  | 施設管理 | 施設管理要則 | 原子力部 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 第 } 89 \text { 条, 第 } 101 \text { 条, } \\ \text { 第 } 106 \text { 条~第 } 106 \text { 条の } 6 \\ \hline \end{array}$ |  | 施設管理 | 施設管理要則 | 原子力部 | 第 89 条，第 101 条， 第 106 条～第 106 条の 6 |  |
|  | 緊急時の措置 | 緊急洔対策要則 | 原子力部 | 第107条～第116条 |  | 緊急時の措置 | 緊急洔対策要則 | 原子力部 | 第107条～第116条 |  |
|  |  | 原子力 法令遵守•安全文化豴成活動管理要則原子力監査要則 | 原子力部 品筫理理•原子力 安全推進部 | 第2条の2第2条の2 |  | $\begin{array}{\|c\|} \substack{\text { 関係法命遵守, 健 } \\ \text { 全な安文文化の命 } \\ \text { 成及ひ維持 }} \end{array}$ | 原子力 法令遵守•安全文化醇成活動管理要則原子力監査要則 | 原子力部 品質管理•原子力 安全推進部 | $\begin{aligned} & \text { 第2条の2 } \\ & \text { 第2条の2 } \end{aligned}$ |  |

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 | 変 更 後 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 第3章 体制及び評価 <br> 第1節 保安管理体制 <br> （保安に関する組織） <br> 第 4 条 <br> 発電所の保安に関する組織は，図4のとおりとする。 <br> 次に定める組織の定義は，全ての章において適用する。 <br> （1）保安に関する組織：図4に定める組織全体をいう。 <br> （2）原子力運営組織：図4に定める組織のらち，原子力本部及び土木建築部（原子力関係） の組織，並びに発電用原子炉主任技術者，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。 <br> （3）発電所組織：図4に定める組織のらち，発電所の組織をいう。 <br> （4）調達組織：図 4 に定める組織のらち，資材部（原子力関係）及び燃料部（原子力関係） の組織をいう。 <br> （5）独立監査組織：図4に定める組織のうち，品質管理•原子力安全推進部（原子力監査室） の組織をいう。 | 第3章 体制及び評価 <br> 第1節 保安管理体制 <br> （保安に関する組織） <br> 第 4 条 <br> 発電所の保安に関する組織は，図4のとおりとする。 <br> 次に定める組織の定義は，全ての章において適用する。 <br> （1）保安に関する組織：図4に定める組織全体をいう。 <br> （2）原子力運営組織：図4に定める組織のうち，原子力本部及び土木建築部（原子力関係） の組織，並びに発電用原子炬主任技術者，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。 <br> （3）発電所組織：図4に定める組織のらち，発電所の組織をいう。 <br> （4）調達組織：図4に定める組織のらち，資材部（原子力関係）及びエネルギー取引部（原子力関係）の組織をいう。 <br> （5）独立監査組織：図4に定める組織のうち，品質管理•原子力安全推進部（原子力監査室） の組織をいう。 | 組織改正に伴 ら変更 |

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表


志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| を行らとともに，原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マ ネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括す る。また，原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括 する。 <br> （3）原子力部長は，原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また，輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 <br> （4）土木建築部長は，土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。 <br> （5）資材部長は，資材の調達に関する業務を行う。 <br> （6）燃料部長は，原子燃料の調達に関する業務を行う。 <br> （7）品質管理•原子力安全推進部長は，原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係 る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける監查業務を統括する。また，独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守すること が確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 <br> （8）原子力監査室長は，監査業務を行う。 <br> （9）その他保安に直接係わらない部門の長は，「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。 | を行らとともに，原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マ ネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括す る。また，原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括 する。 <br> （3）原子力部長は，原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また，輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 <br> （4）土木建築部長は，土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。 <br> （5）資材部長は，資材の調達に関する業務を行う。 <br> （6）エネルギー取引部長は，原子燃料の調達に関する業務を行ら。 <br> （7）品質管理•原子力安全推進部長は，原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係 る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける監查業務を統括する。また，独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守すること が確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 <br> （8）原子力監査室長は，監査業務を行う。 <br> （9）その他保安に直接係わらない部門の長は，「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。 <br> （略） | 組織改正に伴 <br> ら変更 |

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表


志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 | 変 更 後 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| （計測及び制御設備） <br> 第 27 条 <br> 〔 1 号炉〕 <br> 原子炉の状態に応じて，次の計測及び制御設備 ${ }^{* 1}$ は，表27－1で定める事項を運転上の制限とする。 <br> （1）原子炉緊急停止系計装 <br> （2）中性子源領域モニタ計装 <br> （3）非常用炉心冷却系計装 <br> （低圧炉心スプレイ系計装，低圧注水系 ${ }^{*} 2$ 計装，高圧炉心スプレイ系計装，自動減圧系計装） <br> （4）原子炉格納容器隔離系計装 <br> （主蒸気隔離弁計装，原子炉格納容器隔離計装，原子炉建屋原子炉棟隔離計装） <br> （5）その他の計装 <br> （非常用ディーゼル発電機＊3計装，原子炉隔離時冷却系計装，原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装，制御棒引抜監視装置計装，主タービン高水位トリップ計装，中央制御室外原子炉停止装置計装，中央制御室換気空調再循環系計装，事故時計装） <br> （略） <br> 〔2号炉〕 <br> 原子炉の状態に応じて，次の計測及び制御設備 ${ }^{* 1}$ は，表27－1 で定める事項を運転上の制限とする。 <br> （1）原子炉緊急停止系計装 <br> （2）起動領域モニタ計装 <br> （3）非常用炉心冷却系計装 <br> （低圧注水系 ${ }^{*} 2$ 計装，高圧炉心注水系計装，原子炉隔離時冷却系計装， <br> 自動減圧系計装） <br> （4）原子炉格納容器隔離系計装 <br> （主蒸気隔離弁計装，原子炉格納容器隔離計装，原子炉建屋原子炉棟隔離計装） <br> （5）その他の計装 <br> （非常用ディーゼル発電機 $\times 3$ 計装，原子炉隔離時冷却系計装，原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装，制御棒引抜監視装置計装，タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位 トリップ計装，中央制御室外原子炉停止装置計装，中央制御室換気空調再循環系計装，事故時計装） <br> （略） | （計測及び制御設備） <br> 第 27 条 <br> 〔 1 号炉〕 <br> 原子炉の状態に応じて，次の計測及び制御設備※1は，表27－1で定める事項を運転上の制限とする。 <br> （1）原子炉緊急停止系計装 <br> （2）中性子源領域モニタ計装 <br> （3）非常用炉心冷却系計装 <br> （低圧炉心スプレイ系計装，低圧注水系 ${ }^{2} 2$ 計装，高圧炉心スプレイ系計装，自動減圧系計装） <br> （4）原子炉格納容器隔離系計装 <br> （主蒸気隔離弁計装，原子炉格納容器隔離計装，原子炉建屋原子炉棟隔離計装） <br> （5）その他の計装 <br> （非常用ディーゼル発電機 ※ 3 計装，原子炉隔離時冷却系計装，原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装，制御棒引抜監視装置計装，主タービン高水位トリップ計装，中央制御室外原子炉停止装置計装，中央制御室換気空調再循環系計装，事故時計装） <br> （略） <br> 〔2号炉〕 <br> 原子炉の状態に応じて，次の計測及び制御設備 ${ }^{* 11}$ は，表27－1で定める事項を運転上の制限とする。 <br> （1）原子炉緊急停止系計装 <br> （2）起動領域モニタ計装 <br> （3）非常用炉心冷却系計装 <br> （低圧注水系 ${ }^{*} 2$ 計装，高圧炉心注水系計装，原子炉隔離時冷却系計装， <br> 自動減圧系計装） <br> （4）原子炉格納容器隔離系計装 <br> （主蒸気隔離弁計装，原子炉格納容器隔離計装，原子炉建屋原子炉棟隔離計装） <br> （5）その他の計装 <br> （非常用ディーゼル発電機 ${ }^{*} 3$ 計装，原子炉隔離時冷却系計装，原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装，制御棒引抜監視装置計装，タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位 トリップ計装，中央制御室外原子炉停止装置計装，中央制御室換気空調再循環系計装，事故時計装） <br> （略） |  |

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 |  |  |  |  |  | 変 更 後 |  |  |  |  |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 表27－3－4－2（3） |  |  |  |  |  | 表27－3－4－2（3） |  |  |  |  |  |  |
| 要 素 | 適用される <br> 原子炉の状 <br> 態 |  | 条 件 | 要求される措置 | 完了時間 | 要 素 | 適用される原子炉の状態 |  | 条 件 | 要求される措置 | 完了時間 |  |
| 1．主蒸気ドレン系隔離 <br> （論理出力 チャンネル） | 運転 <br> 起動 <br> 高温停止 | 2 | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { A1. 当該論理出力チャンネル } \\ \text { を動作可能な状態に復旧 } \\ \text { する措置 (当該区分の論 } \\ \text { 理出力チャンルルをバイ } \\ \text { パスする操作を含む ) を } \\ \text { 開始する。 } \end{array}$ | 速やかに | 1．主蒸気ドレン系隔離 （論理出力 チャンネル） | 運転 <br> 起動 <br> 高温停止 | $2$ | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | A1．当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む）を 開始する。 | 速やかに |  |
|  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 |  | 1 時間 <br> 1 時間 |  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．主蒸気ドレン系隔離弁を 隔離する。 又は B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1 時間 <br> 1 時間 |  |
|  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { C. 条件A 又は } \mathrm{B} \\ \text { で要求され } \\ \text { る措置を完 } \\ \text { 了時間内に } \\ \text { 達成できな } \\ \text { い場合 } \\ \hline \end{array}$ | C1．高温停止にする。 <br> 及び <br> C2．低温停止にする。 | 24 時間 <br> 36 時間 |  |  |  | C．条件 A 又は B で要求され る措置を完了時間内に達成できな い場合 | C1．高温停止にする。及び <br> C2．冷温停止にする。 | 24 時間 <br> 36 時間 | 記載の適正化 |
| 2．炉水サンプル系隔離 <br> （論理出力 チャンネル） | 運転 <br> 起動 <br> 高温停止 | 2 | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { A1. 当該論理出力チャンネル } \\ \text { を動作可能な状態に復旧 } \\ \text { する措置 (当該区分の論 } \\ \text { 理出力チャンネルをバイ } \\ \text { パスする操作を含む) を } \\ \text { 開始する。 } \end{array}$ | 速やかに | 2．炉水サンプル系隔離 <br> （論理出力 チャンネル） | 運転 <br> 起動 <br> 高温停止 | $2$ | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | A1．当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む）を開始する。 | 速やかに |  |
|  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．炉水サンプル系隔離弁を隔離する。 <br> 又は <br> B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1時間 <br> 1 時間 |  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．炉水サンプル系隔離弁を隔離する。 <br> 又は <br> B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1時間 <br> 1時間 |  |
|  |  |  | C．条件A 又は B <br> で要求され <br> る措置を完 <br> 了時間内に <br> 達成できな <br> い場合 | C1．高温停止にする。及び <br> C2．低温停止にする。 | 24 時間 <br> 36 時間 |  |  |  | C．条件A 又は B で要求され る措置を完了時間内に達成できな い場合 | C1．高温停止にする。及び <br> C2．冷温停止にする。 | 24 時間 <br> 36 時間 | 記載の適正化 |

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 |  |  |  |  |  | 変 更 後 |  |  |  |  |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 要 素 | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 適用される } \\ & \text { 原子炉の状 } \\ & \text { 態 } \end{aligned}\right.$ |  | 条 件 | 要求される措置 | 完了時間 | 要 素 |  |  | 条 件 | 要求される措置 | 完了時間 |  |
| 3．原子炬冷却材浄化系隔離 （論理出力 チャンネル） | $\begin{aligned} & \text { 運転 } \\ & \text { 起動 } \\ & \text { 高洫止 } \end{aligned}$ | 2 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { A. } 1 \text { つの論理 } \\ \text { 出力チャン } \\ \text { ネルが動作 } \\ \text { 不能の場合 } \end{array}$ | A1．当誩論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む）を開始する。 | 速やかに | 3．原子炉泠却材浄化系隔離 （論理出力 チャンネル） | $\begin{aligned} & \hline \text { 運転 } \\ & \text { 起動 } \\ & \text { 高温停止 } \end{aligned}$ | 2 | $\begin{gathered} \text { A. } 1 \text { つの論理 } \\ \text { 出力チャン } \\ \text { ネルが動作 } \\ \text { 不能の場合 } \end{gathered}$ | A1．当該論理出カチャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論理出カチャンネルをバイ パスする操作を含む）を開始する。 | 速やかに |  |
|  |  |  | B．2つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | ```B1. 原子炬冷却材浄化系隔離 弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。``` | $\begin{gathered} \hline 1 \text { 時間 } \\ 1 \text { 時間 } \end{gathered}$ |  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．原子炬洽却材浄化系隔離 弁を隔郎する。 又は B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 なチ状態に復旧する。 | 1時間 <br> 1 時間 |  |
|  |  |  | C．条件 A 又は B で要求され る措置を完 了時間内に 達成できな い場合 | C1．高温停止にする。 及び． C2低温停止にする。 | $\begin{gathered} 24 \text { 時間 } \\ 36 \text { 時間 } \end{gathered}$ |  |  |  | C．条件 A 又は B で要求され る措置を完了時間内に達成できな い場合 | C1．高温停止にする。及び <br> C2．泠温停止にする。 | $\begin{gathered} 24 \text { 時間 } \\ 36 \text { 時間 } \end{gathered}$ | 記載の適正化 |
| 4．不活性ガス系隔離 （論理出力 チャンネル） | $\begin{aligned} & \text { 運転 } \\ & \text { 起動 } \\ & \text { 高洫止 } \end{aligned}$ | 2 | $\text { A. } 1 \text { つの論理 }$ | A1．当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む）を開始する。 | 速やかに | 4．不活性ガス系隔離 （論理出力 チャンネル） | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 運転 } \\ \text { 起動 } \\ \text { 高温停止 } \end{array}$ | 2 | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | A1．当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む）を開始する。 | 速やかに |  |
|  |  |  |  | ```B1．不活性ガス系隔離升を隔離する。 \\ 又は \\ B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。``` | 1時間 <br> 1時間 |  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．不活性ガス系隔離弁を隔離する。 <br> 又は <br> B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1 時間 <br> 1 時間 |  |
|  |  |  | C．条件A 又は B <br> で要求され <br> る措置を完 <br> 了時間内に <br> 達成できな <br> 愓合 | $\begin{aligned} & \text { C1. 高温停止にする。 } \\ & \text { 及び } \\ & \text { C2. 低温停止にする。 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline 24 \text { 時間 } \\ 36 \text { 時間 } \end{array}$ |  |  |  | C．条件A 又はB <br> で要求され <br> る措置を完 <br> 了時間内に <br> 達成できな <br> （場合 | C1．高温停止にする。及び C2．浍温停止にする。 | $\begin{array}{\|l\|} \hline 24 \text { 時間 } \\ 36 \text { 時間 } \end{array}$ | 記載の適正化 |

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 |  |  |  |  |  | 変 更 後 |  |  |  |  |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 要 素 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 適用される } \\ \text { 原子炉の状 } \\ \text { 態 } \end{array}$ |  | 条 件 | 要求される措置 | 完了時間 | 要 素 | 適用される <br> 原子炉の状態 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 動作可能で } \\ \text { あるべきチ } \\ \text { ゆンネル数 } \\ \text { (論理毎) } \end{array}$ | 条 件 | 要求される措置 | 完了時間 |  |
| 5．残留熱除去系隔離 （論理出力 チャンネル） | 運転起動 <br> 高温停止 | 2 | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | A1．当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む）を開始する。 | 速やかに | 5．残留熱除去系隔離 <br> （論理出力 チャンネル） | 運転 <br> 起動 <br> 高温停止 | $2$ | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | A1．当該論理出力チャンネル <br> を動作可能な状態に復旧 <br> する措置（当該区分の論 <br> 理出力チヤンネルをバイ <br> パスする操作を含む）を <br> 開始する。 | 速やかに |  |
|  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．残留熱除去系隔離弁を隔離する。 <br> 又は <br> B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1時間 <br> 1時間 |  |  |  | B．2つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．残留熱除去系隔離弁を隔 離する。 又は B2．少なくとも 1 つの論理出 力チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1時間 <br> 1 時間 |  |
|  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { C. 条件A 又は } \mathrm{B} \\ \text { で要求され } \\ \text { る措置を完 } \\ \text { 了時間内に } \\ \text { 達成できな } \\ \text { い場合 } \\ \hline \end{array}$ | C1．高温停止にする。及び <br> C2．低温停止にする。 | 24 時間 <br> 36 時間 |  |  |  | C．条件A 又は B で要求され る措置を完了時間内に達成できな い場合 | C1．高温停止にする。及び <br> C2．冷温停止にする。 | 24 時間 <br> 36 時間 | 記載の適正化 |
| 6．廃重物処理系 <br> 隔離 <br> （論理出力 チャンネル） | 運転 <br> 起動 <br> 高温停止 | 2 | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | A1．当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置（当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む ）を 開始する。 | 速やかに | 6．廃臬物処理系隔離 <br> （論理出力 チャンネル） | 運転 <br> 起動 <br> 高温停止 | $2$ | A． 1 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | $\begin{aligned} & \text { A1. 当該論理出力チャンネル } \\ & \text { を動作可能な状態に復旧 } \\ & \text { する措置 (当該区分の論 } \\ & \text { 理出力チャンネルをバイ } \\ & \text { パスする操作を含む) を } \\ & \text { 開始する。 } \end{aligned}$ | 速やかに |  |
|  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．廃棄物処理系隔離弁を隔離する。 <br> 又は <br> B2．少なくとも 1 つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1時間 <br> 1時間 |  |  |  | B． 2 つの論理出力チャン ネルが動作不能の場合 | B1．廃棄物処理系隔離弁を隔 離する。 又は B2．少なくとも 1 つの論理出 力チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 | 1時間 <br> 1時間 |  |
|  |  |  | C．条件A 又は B <br> で要求され <br> る措置を完 <br> 了時間内に <br> 達成できな <br> い場合 | $\begin{aligned} & \text { C1. 高温停止にする。 } \\ & \text { 及び } \\ & \text { C2. 低温停止にする。 } \end{aligned}$ | 24 時間 <br> 36 時間 |  |  |  |  | C1．高温停止にする。及び C2．冷温停止にする。 | 24 時間 <br> 36 時間 | 記載の適正化 |

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

| 変 更 前 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （3）原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕 <br> 原子炉建屋原子炉棟隔離計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて表 $27-3-4-3$（1）及び表27－3－4 －3（3）の措置を講じる。表27－3－4－3（1）の措置を完了できない場合は，表2 $7-3-4-3$（2）の要求される措置を完了時間内に講じる。原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，表27－3－4－3（2）及び表27－3－4－3（3）の要求 れる措置を達成できない場合は，24時間以内に高温停止かつ 36 時間以内に低温停止にす る。炉心変更時 ${ }^{1}{ }^{1}$ または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において表27－3－4－3（2）及び表27－3－4－3（3）の要求される措置を達成できなし場合は，速やかに炉心変更又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止 する。 <br> なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，原子炉建屋原子炉棟隔離機能を作動させる ための全てのチャンネル数をいう。 |  |  |  |
| 表 $27-3-4-3$（ 1 ） |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { センサ } \\ & \text { チャンネル } \end{aligned}$ | A． 1 つの区分のセンサ チャンネルで 1 つ以 上のセンサが動作不 能の場合 | A1．当該センサチャンネルを動作可能な状態 に復旧する措置（当該区分のセンサチャン ネルをバイパスする操作を含む）を開始す る ${ }^{2}$ 。 | 速やかに |
|  | B． 2 つの区分のセンサ チャンネルで 1 つ以上のセンサが動作不能の場合 | B1． 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ プする。 <br> 及び <br> B2．他の区分をバイパスする＊2。 <br> 及び <br> B3．少なくとも 1 つの区分のセンサチャンネ ルを動作可能な状態に復旧する。 | 3 時間 <br> 6 時間 <br> 30 日間 |
|  | C． 3 つの区分のセンサ チャンネルで1 つ以上のセンサが動作不能の場合 | C1． 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ プする。 <br> 及び <br> C2．少なくとも 1 つの区分のセンサチャンネ ルを動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 6 時間 |
|  | D． 4 つの区分のセンサ チャンネルで 1 つ以上のセンサが動作不能の場合 | D1． 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ プする。 <br> 及び <br> D2．少なくとも 1 つの区分のセンサチャンネ ルを動作可能な状態に復旧する。 | 速やかに 1 時間 |

※ 1 ：停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する 1 組又は 1 本の制御棒挿入•引抜 きを除く。
※2：区分（センサチャンネル）をバイパスしている期間については，当該区分に含まれて いる他の要素のセンサチャンネルについても，バイパスしているとみなす。

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表


志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （○：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1章 総 則 |  |  |  |
| 第1条 目的 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に䶞軥はない。 |
| 第2条 基本方針 | $\underset{(\text { 本文十一号) }}{\bigcirc}$ | － | 保安規定に係る基本方針であり，基本方針の内容である「保安活動は，…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は，本文十一号に記載されるため，保安規定記載 はこれに整合している。 |
| 第2条の 2 関係法令及び保安規定の遵守 | $\underset{(\text { 本文十一号) }}{\bigcirc}$ | $\bigcirc$ | 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて，本文十一号（5．1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）において規定しており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第2章 品質保証 |  |  |  |
| 第3条 品質マネジメントシステム計画 | $\begin{gathered} \bigcirc \\ (\text { 本文十一号) } \end{gathered}$ | $\bigcirc$ | 本文十一号において，品質マネジメントシステム計画について記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第3章 体制及び評価 |  |  |  |
| 第1節 保安管理体制 |  | $T$ |  |
| 第4条 保安に関する組織 |  <br> （本文十一号） <br> （添付書類五，八） | $\bigcirc$ | 本文十一号（5．5 責任，権限及びコミュニケーション）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 <br> また，添付書類五（1．設計及び運転等のための組織），添付書類八（13．2保安管理体制）に記載があるが，保安規定は現行の組織に合わせて規定（変更）している。 |
| 第5条 保安に関する職務 |  <br> （本文十一号） （添付書類五） | $\bigcirc$ | 本文十一号（5．5責任，権限及びコミュニケーション）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 <br> また，添付書類五（1．設計及び運転等のための組織）に記載があるが，保安規定は現行の組織に合わせて規定（変更）している。 |
| 第6条 原子力発電保安委員会 | $\bigcirc$ <br> （添付書類五） | － | 添付書類五（1．設計及び運転等のための組織）に原子炉施設の保安に関する事項 を審議するものとして，保安規定に基づき原子力発電保安委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第7条 原子力発電保安運営委員会 | （添付書類五，八） | － | 添付書類五（1．設計及び運転等のための組織），添付書類八（13．2 保安管理体制） に原子力発電保安運営委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第8条 発電用原子炉主任技術者の選任 | （添付書類五，八） | $\bigcirc$ | 添付書類五（6．有資格者等の選任•配置）に発電用原子炉主任技術者の選任につい て記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第 8 条の 2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任 | $\bigcirc$ （添付書類五） | － | 添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があ り，保安規定記載はこれに整合している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （○：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第9条 原子炉主任技術者の職務等 | $\bigcirc$ <br> （添付書類五） | － | 添付書類五（6．有資格者等の選任•配置）に，発電用原子炉主任技術者は，発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行う旨の記載があり，保安規定記載 はこれに整合している。 |
| 第 9 条の 2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 | $\bigcirc$ <br> （添付書類五） | － | 添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があ り，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第9条の3 主任技術者の情報共有 | － | － |  |
| 第2節 原子炉施設の定期的な評価 |  |  |  |
| 第10条 原子炉施設の定期的な評価 | (本文十一号) | － | 本文十一号（8．2．3 プロセスの監視測定）において，「原子炬施設の定期的な評価」 も含めて記載しており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第4章 運転管理 |  |  |  |
| 第1節 通 則 |  |  |  |
| 第11条 構成及び定義 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟貼はない。 <br> （保安規定第4章内の構成と定義を記載しているのみ。） |
| 第11条の2 原子炉の運転期間 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟嚙はない。 |
| 第12条 原子炉の運転員の確保 | $\bigcirc$ （添付書類八） | － | 添付書類八（13．3 運転管理）に原子炬施設の運転に習熟した者の確保について記載されており，保安規定記載はこれに整合している。なお，運転員の人数等につい ては，設置許可申請書に具体的な記載はない。 |
| 第12条の2 運転管理業務 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．3 運転管理）に運転管理業務について，保安規定に定める運転上 の制限，異常時の措置等の遵守，機器の性能及び状態の把握並びに運転員の力量確保等記載されており，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第13条 巡視点検 | $\bigcirc$ （添付書類八） | － | 添付書類八（13．3 運転管理）に原子炉施設の運転管理は，機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第14条 要領の作成 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．3 運転管理）に運転管理業務について，保安規定に定める運転上 の制限，異常時の措置等の遵守，機器の性能及び状態の把握並びに運転員の力量確保等記載されており，保安規定はこれらについて要領に定めることを記載して おり，整合している。 |
| 第15条 引継及び通知 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟嚙はない。 |
| 第16条 原子炉起動前の確認事項 | － | － |  |
| 第17条 地震•火災等発生時の対応 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8緊急時の措置）に緊急時の措置として，事前対策，初期活動及 び緊急時の活動に関する規定を遵守し，事故の原因除去，拡大防止等のための活動を迅速，適切に行う旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8緊急時の措置）に緊急時の措置として，事前対策，初期活動及 び緊急時の活動に関する規定を遵守し，事故の原因除去，拡大防止等のための活動を迅速，適切に行う旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 <br> （ O ：有り－：無し） | 保安規定変更有無 $\text { ( } \mathrm{O} \text { : 有り - : 無し) }$ | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第2節 運転上の留意事項 |  |  |  |
| 第18条 水質管理 | （添付書類八） | － | 添付書類八（6．2 原子炉冷却材浄化系）に水質管理に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第3節 運転上の制限 |  |  |  |
| 第19条 停止余裕 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（3．3 核設計）他に最大反応度価値を有する制御棒が 1 本 （ABWR では同一の水圧制御ユニットに属する 1 組又は 1 本）が未挿入状態であつ ても，常に炉心を臨界未満にすることが出来ることの記載があり，保安規定記載 はこれらに整合している。 |
| 第20条 反応度監視 | － | － | 設置許可申請書に直接の記載はないが，添付書類八の炉心特性に関連して，取替灲心の安全性の碓認に用いた核設計手法の妥当性を判断する目的で，運転時の監視值が計算コードの予測範囲内であることを碓認するものであり，設置許可申請 <br>  |
| 第21条 制御棒の動作確認 | ○ （添付書類八） | － | 添付書類八（3．2．3 原子炉停止系）他に制御棒駆動機構に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第22条 制御棒のスクラム機能 | $\begin{aligned} & \text { (本文五号, 十号) } \\ & \text { (添付書類八, }+ \text { ) } \end{aligned}$ | － | 本文五号，十号，添付書類八（3．2．3 原子炉停止系），添付書類十（2．2．2 解析条件）他に制御棒のスクラム時挿入時間に係る記載があり，保安規定記載はこれら に整合している。 |
| 第23条 制御棒の操作 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書頪八（3．3．4 炉心特性）他に原子炉から制御棒を引き抜くときは運転手順関する規則を定めることに加えて，制御棒価値ミニマイザにより引き抜き手順を監視する旨記載されており，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第24条ほら酸水注入系 | $\begin{gathered} \bigcirc \\ \text { (本文五号) } \\ \text { (添付書類八) } \end{gathered}$ | － | 本文五号，添付書類八（3．2．3 原子炉停止系）他にほう酸水注入系に係る記載が あり，サーベイランスの実施方法については，実条件性能碓認の観点から追加し，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第 25 条 原子炉熱的制限值 |  | － | 本文五号，添付書類八（3．3 核設計）他に最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度の熱的制限值に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第26条 原子炉熱出力及び炉心流量 | ○ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（3．4 熱水力設計）他に炬心流量一原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行ら旨の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第27条 計測及び制御設備 | （本文五号） <br> （添付書類八） | $\bigcirc \%$ | ※用語の統一（「低温停止」 $\rightarrow$ 「椧温停止」） <br> 本文五号，添付書類八（8．計測及び制御設備）他に計測制御系汇係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第28条 原子炬冷却材再循環ポンプ | （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（4．4．2 冷却材再循嘸系）他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

|  | 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （○：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第29 条 | ジェットポンプ | ○ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（4．4．2 冷却材再循環系）他にジェットポンプに係る運転制御の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第30条 | 逃がし安全弁 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，十号） （添付書類八，十） | － | 本文五号，十号，添付書類八（4．4．3 主蒸気系），添付書類十（2．2．2 解析条件）他 に主蒸気逃がし安全弁に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第31条 | 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率 | $\bigcirc$ （添付書類八） | － | 添付書類八（8．6 原子炉プラント・プロセス計装）に漏えい検出系計装に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第32 条 | 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視 | － | － | 原子炉冷却材圧力バウンダリ弁が漏えいし，低圧部の破損に至ることのないよう監視する行為を保安規定で定めており，設置許可申請書には記載はなく，設置許 <br>  |
| 第 33 条 | 原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度 | $\bigcirc$ <br> （本文十号） <br> （添付書類十） | － | 本文十号，添付書類十（3．4 環境への放射性物質の異常な放出）他の解析条件と して記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第34条 | 原子炉停止時冷却系その 1 | ○ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（ 6.3 残留熱除去系）他に残留熱除去系に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第35条 | 原子炉停止時冷却系その 2 | ○ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 同上（ただし，本条は泠温停止時の要求であり，設置許可申請書には冷温停止時に関する記載はない。） |
| 第36条 | 原子炬停止時冷却系その 3 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 同上（ただし，本条は燃料交換時の要求であり，設置許可申請書には燃料交換時に関する記載はない。） |
| 第37条 | 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率 | $\bigcirc$ （添付書類八） | － | 添付書類八（4．3 主要設備の仕様）の加熱•泠却率に記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第38条 | 原子炉圧力 | $\bigcirc$ <br> （本文十号） <br> （添付書類十） | － | 本文十号，添付書類十の過渡解析及び事故解析の初期条件として記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第39 条 | 非常用炉心冷却系その1 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（5．1 原子炉格納施設，5．2非常用炉心冷却系）他に非常用炉心冷却系及び格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり，保安規定記載はこ れらに整合している。 |
| 第40条 | 非常用炉心冷却系その 2 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 同上（ただし，本条は冷温停止•燃料交換時の要求であり，設置許可申請書には冷温停止•燃料交換時に関する記載はない。） |
| 第41条 | 原子炬隔離時冷却系 | ○ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（6．4 原子炉隔離冷却系）他に記載があり，保安規定記載は これらに整合している。（ABWR はなし） |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

|  | 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （O：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第42条 | 主蒸気隔離弁 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，十号） <br> （添付書類八，十） | － | 本文五号，十号，添付書類八（4．4．3 主蒸気系），添付書類十（2．2．2 解析条件）他に主蒸気隔離弁に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第43条 | 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（5．1 原子炉格納施設）他に格納容器及び隔離弁に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第44条 | $\begin{aligned} & \text { サプレッション・チェンバからドライウェル } \\ & \text { への真空破壊弁 } \end{aligned}$ | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（5．1 原子炉格納施設）他に真空破壊弁に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第45条 | サプレッションプールの平均水温 | $\bigcirc$ <br> （添付書類十） | － | 添付書類十の安全解析条件としてサプレッションプール水温の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第46条 | サプレッションプールの水位 | $\bigcirc$ （添付書類八） | － | 添付書類八（5．1 原子炉格納施設）他にサプレッションプールの空間部容積に係 る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第47条 | 可燃性ガス濃度制御系 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（5．1 原子炉格納施設）他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第48条 | 原子炉格納容器内の酸素濃度 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（5．1 原子炉格納施設）他に不活性ガス系に係る記載があ り，保安規定はこれらに整合している。 |
| 第49 条 | 原子炉建屋 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（5．1 原子炉格納施設）他に原子炉棟に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第50条 | 原子炉建屋給排気隔離弁 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（12．4 換気空調系）他に原子炉棟・タービン建屋換気空調系（隔離弁） に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第51条 | 非常用ガス処理系 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（5．1 原子炉格納施設）他に非常用ガス処理系に係る記載 があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第52条 | 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（12．3．1 原子炉補機冷却水系）他に原子炉補機冷却水系及 び原子炉補機冷却海水系に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合してい る。 |
| 第53条 | 高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系及 び高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水系 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（12．3．1 原子炉補機冷却水系）他に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第54条 | 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（6．1 燃料取扱及び貯蔵設備）他に燃料プール冷却浄化系に係る記載 があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第55条 | 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位 | $\bigcirc$ <br> （添付書類十） | － | 添付書類十の燃料集合体落下時における水中へ放出された放射性無機ヨウ素の水中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり，保安規定記載はこれ に整合している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

|  | 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （O：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第56条 | 中央制御室換気空調再循環系 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（12．4 換気空調系）他に中央制御室換気空調系に係る記載 があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第57 条 | 外部電源その 1 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（9．4．1 送電線）に外部電源に係る記載があるが，設置許可申請書上，外部電源に期待しておらず，設置許可申請書と保安規定記載に龃菊は ない。 |
| 第58条 | 外部電源その 2 | ○ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 同上 |
| 第59条 | 非常用ディーゼル発電機その 1 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（9．4．7 ディーゼル発電機）に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第60条 | 非常用ディーゼル発電機その 2 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 同上 |
| 第61条 | 非常用ディーゼル発電機燃料油等 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（9．4．7 ディーゼル発電機）に非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第62 条 | 直流電源その 1 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（9．4．8 直流電源設備）に直流電源設備に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第63条 | 直流電源その 2 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 同上 |
| 第64条 | 所内電源系統その 1 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（9．4．5 所内高圧系統，9．4．6 所内低圧系統）に所内電源系統に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第 65 条 | 所内電源系統その 2 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 同上 |
| 第 66 条 | 原子炉停止中の制御棒 1 本の引抜き | － | － | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく，設置許可申 <br>  |
| 第 67 条 | 単一制御棒駆動機構の取り外し | － | － | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に龃齬はない。 |
| 第68 条 | 複数の制御棒引抜きを伴う検査 | － | － | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に龃齬はない。 |
| 第 69 条 | 原子炉の昇温を伴う検査 | － | － | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に龃龌はない。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （O：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第70条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査 | － | － | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に疊齬はない。 |
| 第71条 運転上の制限の確認 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齸齞はない。 |
| 第72条 運転上の制限を満足しない場合 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に鹸齝はない。 |
| 第 73 条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場 | － | － |  |
| 第74条 運転上の制限に関する記録 | － | － |  |
| 第4節 異常時の措置 |  |  |  |
| 第75 条 異常発生時の基本的な対応 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟齲はない。 |
| 第76条 異常時の措置 | － | － |  |
| 第77 条 異常収束後の措置 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟蘺はない。 |
| 第5章 燃料管理 |  | － |  |
| 第78条 新燃料の運搬 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，九号） <br> （添付書類八，九） | － | 本文五号，九号，添付書類八（9．燃料の貯蔵取扱及び貯蔵設備， 13.4 燃料管理），添付書類九（2．2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第79条 新燃料の貯蔵 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（6．1 燃料取扱及び貯蔵設備， 13.4 燃料管理）に記載があ り，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第80条 燃料の検査 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（6．1 燃料取扱及び貯蔵設備，13．4燃料管理）に記載があ り，保安規定の記載はこれらに整合している。 |
| 第81条 燃料の取替実施計画 | $\bigcirc$ <br> （本文十号） <br> （添付書類八，十） | － | 本文十号，添付書類八，十に燃料配置を変更する際に安全評価等の解析入力値又 は制限値を満足することを確認する旨記載があり，保安規定記載はこれらに整合 している。 |
| 第82条 燃料移動手順 | － | － | 手順の内容は，設置許可申請書に直接の記載はないが，保安規定では燃料移動時 の炉心の未臨界確保のため，燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており，添付書類八（6．1 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載の未臨界性に関する設計方針と整合している。 |
| 第83条 燃料移動 | $\bigcirc$ <br> （本文五号） （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（6．1 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載があり，保安規定記載 はこれらに整合している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （O：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第84条 使用済燃料の貯蔵 | ○ <br> （本文五号） <br> （添付書類八） | － | 本文五号，添付書類八（ 6.1 燃料取扱及び貯蔵設備，13．4燃料管理）に使用する設備に係る記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第85条 使用済燃料の運搬 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，九号） <br> （添付書類八，九） | － | 本文五号，九号，添付書類八（6．1燃料取扱及び貯蔵設備，13．4燃料管理），添付書類九（2．2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合し ている。 |
| 第6章 放射性廃棄物管理 |  |  |  |
| 第86条 放射性廃棄物管理に係る基本方針 | ○ <br> （本文九号） （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（14．5 放射性廃棄物管理），添付書類九（1．放射線防護に関 する基本方針）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第86条の2 放射性固体廃重物の管理 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，九号） （添付書類八，九） | － | 本文五号，九号，添付書類八（10．4 固体廃棄物処理系， 13.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（4．放射性廃棄物処理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。ただし，発電所外における運搬を除く。 |
| 第 86 条の 3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟嚙はない。 |
| 第86条の4 輸入廃棄物の管理 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟䶣はない。 |
| 第87条 放射性液体廃棄物の管理 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，九号） （添付書類八，九） | － | 本文五号，九号，添付書類八（10．3 液体廃棄物処理系， 13.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（2．6放射性廃棄物の放出管理， 4.3 液体廃棄物処理）に記載が あり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第88条 放射性気体廃㐮物の管理 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，九号） （添付書類八，九） | － | 本文五号，九号，添付書類八（10．2 気体廃棄物処理系， 13.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（2．5放射性廃棄物の放出管理， 4.2 気体廃棄物処理）に記載が あり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第89条 放出管理用計測器の管理 | O <br> （本文五号，九号） <br> （添付書類八，九） | － | 本文五号，九号，添付書類八（11．2 放射線管理施設），添付書類九（2．5放射性廃棄物の放出管理）他に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第90条 頻度の定義 | － | － |  |
| 第7章 放射線管理 |  |  |  |
| 第91条 放射線管理に係る基本方針 | $\bigcirc$ <br> （本文九号） <br> （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（14．6放射線管理），添付書類九（1．放射線防護に関する基本方針）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第91条の2 管理区域の設定及び解除 | $\bigcirc$ <br> （本文九号） （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（14．6 放射線管理），添付書類九（1．2 具体的方法，2．1管理区域及び周辺監視区域の設定， 2.2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

|  | 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （ O ：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り - ：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第92条 | 管理区域内における区域区分 | $\bigcirc$ <br> （本文九号） （添付書類九） | － | 本文九号，添付書類九（2．2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこ れらに整合している。 |
| 第93条 | 管理区域内における特別措置 | $\bigcirc$ <br> （本文九号） （添付書類九） | － | 本文九号，添付書類九（2．2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこ れらに整合している。 |
| 第94条 | 管理区域への出入管理 | ○ <br> （本文九号） （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（13．6放射線管理），添付書類九（1．2 具体的方法，2．2管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第95条 | 管理区域出入者の遵守事項 | $\bigcirc$ <br> （本文九号） <br> （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（13．6 放射線管理），添付書類九（2．2 管理区域内の管理， 2.4 個人被爆管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第96条 | 保全区域 | $\bigcirc$ <br> （添付書類九） | － | 添付書類九（1．2 具体的方法，2．1管理区域及び周辺監視区域の設定，2．2管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第97条 | 周辺監視区域 | $\bigcirc$ <br> （本文九号） <br> （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（13．6放射線管理），添付書類九（1．2 具体的方法，2．1管理区域及び周辺監視区域の設定，2．3 周辺監視区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第98条 | 放射線業務従事者の線量管理等 | （本文九号） （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（13．6放射線管理），添付書類九（1．2 具体的方法，2．2管理区域内の管理，2．4 個人被爆管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第99条 | 床，壁等の除染 | ○ <br> （本文九号） （添付書類九） | － | 本文九号，添付書類九（2．2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこ れらに整合している。 |
| 第100 条 | 外部放射線に係る線量当量率等の測定 | （ <br> （本文九号） （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（13．6放射線管理），添付書類九（1．2 具体的方法，2．2管理区域内の管理， 3.1 外部放射線量等の監視）に記載があり，保安規定記載はこ れらに整合している。 |
| 第100 条の 2 | 平常時の環境放射線モニタリング | $\bigcirc$ <br> （本文九号） （添付書類九） | － | 本文九号，添付書類九（3．周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視）に記載が あり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第101条 | 放射線計測器類の管理 | $\bigcirc$ <br> （本文五号，九号） （添付書類八，九） | － | 本文五号，九号，添付書類八（11．2 放射線管理施設），添付書類九（2．2 管理区域内の管理， 3.1 外部放射線量等の監視）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第102条 | 管理区域外等への搬出及び運搬 | $\bigcirc$ <br> （本文九号） <br> （添付書類八，九） | － | 本文九号，添付書類八（13．6 放射線管理），添付書類九（2．2 管理区域内の管理） に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第103条 | 発電所外への運搬 | － | － | 設置許可申請書に記載はないが，保安規定記載においては，発電所外への運搬時 の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （○：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第104条 受注者の放射線防護 |  | － | 添付書類九（2．2 管理区域内の管理， 2.4 個人被爆管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第105条 頻度の定義 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟䲒はない。 |
| 第8章 施設管理 |  |  |  |
| 第106条 施設管理計画 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．7 保守管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合してい る。 |
| 第106条の 2 設計管理 | (本文十一号) | － | 本文十一号（7．3 設計開発）において，設計開発に用いる情報に係る事項が記載 されており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第106条の3 作業管理 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟踾はない。 |
| 第106条の4使用前事業者検査の実施 | $\begin{gathered} \bigcirc \\ (\text { 本文十一号) } \end{gathered}$ | － | 本文十一号（8．2．4 機器等の検査等）において，使用前事業者検査等に係る事項 が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第106条の5 定期事業者検査の実施 | (本文十一号) | － | 本文十一号（8．2．4 機器等の検査等）において，使用前事業者検査等に係る事項 が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第106条の6原子灲施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針 | （添付書類八） | － | 添付書類八（13．7 保守管理）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第9章 緊急時の措置 |  |  |  |
| 第107条 原子力防災組織 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第108条 原子力防災組織の要員 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第108条の2 緊急作業従事者の選定 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第109条 原子力防災資機材等 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第110条 通報経路 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第111条 防災訓練 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．9 保安教育）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれ に整合している。 |
| 第112条 通報 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第113条 防災体制の発令 | $\bigcirc$ （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可申請書記載有無 （○：有り－：無し） | 保安規定変更有無 （ O ：有り－：無し） | 設置許可申請書との整合性 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第114条 応急措置 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第115 条 緊急時における活動 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第115条の2緊急作業従事者の線量管理等 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第116条 防災体制の解除 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．8緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載は これに整合している。 |
| 第10章 保安教育 |  |  |  |
| 第117条 所員への保安教育 | （添付書類五，八） | － | 添付書類五（5．技術者に対する教育•訓練），添付書類八（13．9 保安教育）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第118条 受注者従業員への保安教育 | － | － | 設置許可申請書に記載はなく，設置許可申請書と保安規定記載に齟䶣はない。 |
| 第11章 記録及び報告 |  |  |  |
| 第119条 記録 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．10 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載 はこれに整合している。 |
| 第120条 報告 | $\bigcirc$ <br> （添付書類八） | － | 添付書類八（13．10 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載 はこれに整合している。 |
| 添 付 | － | ， |  |
| 添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準（第 76 条関連） | $\bigcirc$ <br> （本文十号） <br> （添付書類十） | － | 本文十号，添付書類十に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 添付 2 管理区域図（第 91 の 2 条及び第 92 条関連） | $\bigcirc$ （添付書類九） | － | 添付書類九（2．1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |
| 添付 3 保全区域図（第96条関連） | $\bigcirc$ （添付書類九） | － | 添付書類九（2．1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 |

